

【第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン一部見直し 令和3年3月】

【見直し内容】

1 「新型コロナウイルス感染症対策」をすべての基本目標に関連する取組みとして位置づけ、総合的かつ横断的に取り組んでいきます。

(1)第2章 現状と課題 郡山市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・内容1-1

(2)第3章 計画の基本理念、基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・内容1-2

(3)第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・内容1-3

2 第5章 本市の数値目標等における一部数値目標を事業実施の実態に合わせて修正します。

(1)放課後児童クラブの量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・内容2-1

(2)一時預かり事業及び病児保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・内容2-2

新型コロナウイルス感染症対策

《見直し後》※追記

第2章 現状と課題

2 郡山市の課題

【追記】(P29)

(10)新型コロナウイルス(COVID-19)感染症についての課題

2019(令和元)年12月に中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が確認されて以降、2020(令和2)年1月9日に世界保健機構(WHO)が新型コロナウイルス確認の声明を出し、同月15日には日本国内で初めて感染者が確認されました。

2月27日には政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より3月2日から全国すべての小学校、中学校及び高等学校などは春休みに入るまで臨時休業を行うよう要請する方針が示され、郡山市立学校については3月3日から臨時休業を行いました。郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアルを策定し、マニュアルに基づき十分な感染対策を講じた上で、新年度の4月6日から学校を再開しました。未就学児についても、保育施設では保護者の就労支援の観点から原則開所としつつ、可能な場合は家庭での保育をお願いし、また、幼稚園は臨時休園となるなど、子どもたちを取り巻く環境にも少なからず影響を及ぼすこととなりました。

その後、国においては、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言(5月4日)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が長期間に渡り感染拡大するのを防止するための行動指針として「新しい生活様式」の実践例を公表し、この中で、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」や「3密(密集、密接、密閉)の回避」などを示したところです。

そうした中、本市の保育施設や市立学校においては、毎朝の検温やマスクの着用、手洗いの励行、定期的な換気のほか、行事の開催方法を工夫するなど、感染防止対策を徹底しながら、安全・安心な施設の運営に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の流行による様々な危機的状況、いわゆる「コロナ禍」では、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わらざるを得ない状況となり、子どもたちの安全・安心や健康を確保するため、日々状況が変化していく中で、新型コロナウイルスについての正しい知識を持つとともに、感染症予防対策や「新しい生活様式」などへ共通理解を深めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策

《見直し後》※追記、体系図の修正

第3章 計画の基本理念、基本目標

4 横断的取組

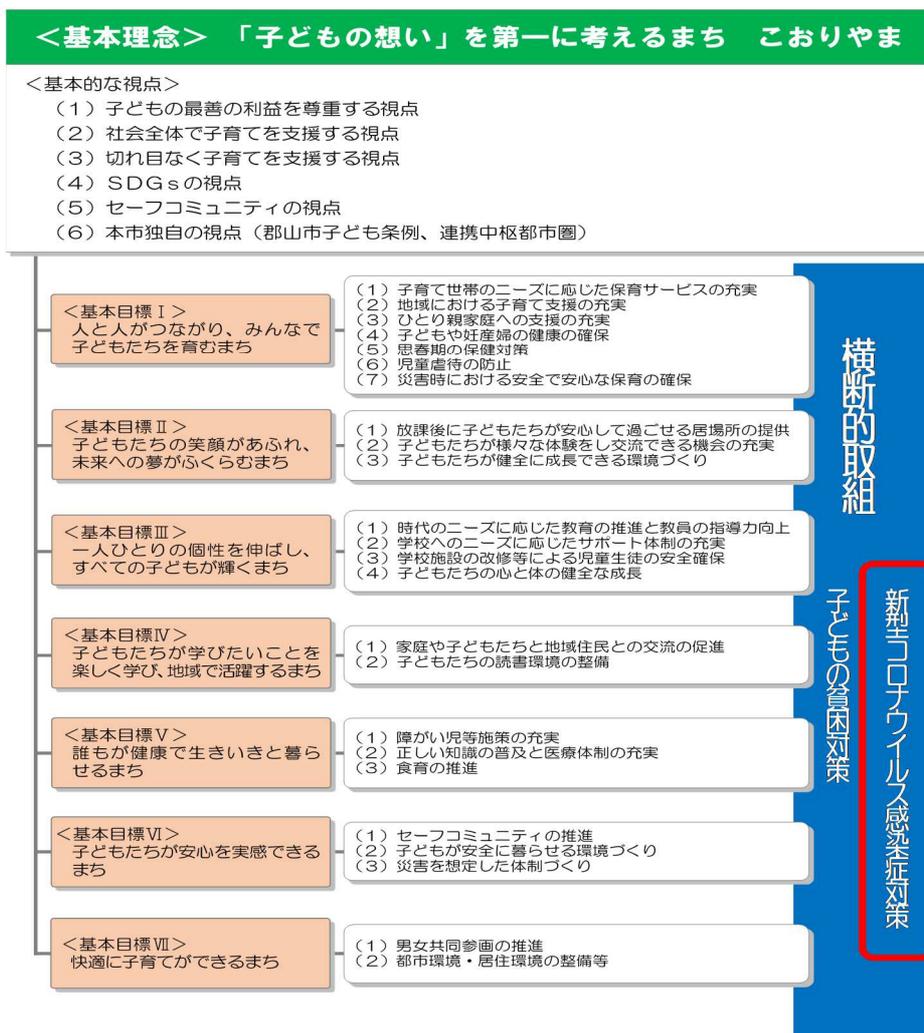
【追記】(P37)

また、世界的な問題となっている「新型コロナウイルス感染症」について、国では、その対策を、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生活を守るため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を示し、様々な取り組みを進めています。

コロナ禍において、「新しい生活様式」などの新たな考え方は、本計画を推進する上で重要な課題でもあり、本市では、「新型コロナウイルス感染症対策」を、すべての基本目標に関連する取組として位置づけ、子どもの貧困対策と併せて総合的かつ横断的に取り組んでいきます。

5 施策の体系

【修正】(P38)



新型コロナウイルス感染症対策

《見直し後》※追記

第4章 施策の展開

【追記】(P57)

横断的取組 新型コロナウイルス感染症対策

国においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策に係る各種情報の提供や経済的支援等を行っています。

本市では、すべての子どもたちの安全・安心や健康を確保するため、各施策を実施する際の共通の取組として、子どもたちの集団活動に配慮し、状況に応じた感染症対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、偏見・差別等の防止に向けた啓発に努めます。

また、コロナ禍は今まで経験をしたことのない危機的状況であり、感染状況やそれに伴う国の動向を適切に把握し、「新しい生活様式」の定着へ向けた施策を展開していきます。

具体的な取組

(1) 新しい生活様式の定着

「3つの密の回避」や、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着と、感染リスクが高まる「5つの場面※」を回避することなどの必要な対策について、保護者はもとより、児童・生徒の意識の醸成を図ります。

※5つの場面：①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

【令和2年度の取組】

- ・保育施設等における新型コロナウイルス感染症対応方針の策定
- ・子育て支援施設における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定
- ・郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアルの策定 など

(2) 子育て関連施設等への支援

感染拡大防止対策のための環境整備やマスク・消毒液等の衛生用品の配付を行い、保育施設をはじめとした子育て関連施設や保健師・助産師などへ必要な支援を行います。

【令和2年度の取組】

- ・市内の保育施設や保健師・助産師などへマスク・消毒液等の衛生用品の配付
- ・市立施設の網戸の更新や冷暖房施設などの整備、手洗い場の自動水栓化
- ・民間施設への感染拡大防止対策に係る経費補助 など

(3) 学校教育への支援

感染拡大防止対策のための環境整備やマスク・消毒液等の衛生用品の配付を行うとともに、感染症対策・学習保障等に要する経費などの支援を行います。

また、コロナ禍における子どもの学びを保障するため、ICTの整備をはじめとした必要な支援を行います。

【令和2年度の取組】

- ・市立学校へ非接触型体温計やマスク・消毒液等の衛生用品の配付
- ・トイレの清掃委託や手洗い場の水栓をレバー式へ交換するなどの施設整備
- ・ICT整備（1人1台端末整備、高速通信ネットワーク整備、オンライン学習環境整備）
- ・各学校で取組む感染症対策及び学習保障に係る経費補助 など

(4) 保護者への支援

コロナ禍の影響による各家庭の負担軽減を図るため、給食費の軽減や施設を利用できない場合の保育料等の還付などの支援を行います。

【令和2年度の取組】

- ・家庭での保育に協力いただいた場合の保育料（認可外含む）や放課後児童クラブの利用者負担金の還付
- ・市立学校の給食費の1/2軽減
- ・修学旅行における追加的費用への支援 など

放課後児童クラブの量の見込み

「民間放課後児童クラブの放課後児童健全育成事業の実施」及び「公設児童クラブの増設」により、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策を見直す。

《現 行》

【量の見込みの考え方】（P71）

2019（令和元）年度の入会児童数に待機児童数を加えた人数を2019（令和元）年度のニーズ量とし、学年ごとに算出したニーズ割合を2020（令和2）年度以降の推計児童数に乗じて算出します。

【確保方策の考え方】（P72）

（単位：人）

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3,117	3,139	3,135	3,099	3,036
低学年	2,534	2,574	2,551	2,515	2,447
1年生	978	988	966	942	911
2年生	847	834	844	824	804
3年生	709	752	741	749	732
高学年	583	565	584	584	589
4年生	407	391	415	409	413
5年生	139	137	132	140	138
6年生	37	37	37	35	38
確保方策…②	3,030 (290)	3,140 (290)	3,140 (290)	3,140 (290)	3,140 (290)
過不足(②-①)	▲ 87	1	5	41	104

※（ ）内の数値は、確保方策の数値のうち、子どもの放課後の居場所である「放課後地域子ども教室」において受け入れる児童数です。
本市では、放課後児童クラブと一体的に整備を進めます。

【今後の方向性】

2021（令和3）年度末の待機児童ゼロを目途に、各小学校の余裕教室や、学校敷地内の空きスペース、近隣の公共施設等の活用も含めた施設整備を進めます。

《見直し後》

【量の見込みの考え方】（P71）

2019（令和元）年度の入会児童数に待機児童数を加えた人数を2019（令和元）年度のニーズ量とし、学年ごとに算出したニーズ割合を2020（令和2）年度以降の推計児童数に乗じて算出します。

なお、2021（令和3）年度以降からは、民間の放課後児童クラブが事業の届け出をすることにより、放課後児童健全育成事業として集計に加算します。

【確保方策の考え方】（P72）

（単位：人）

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3,117	3,992	4,063	4,128	4,203
低学年	2,534	3,359	3,370	3,378	3,364
1年生	978	1,283	1,267	1,254	1,238
2年生	847	1,165	1,192	1,183	1,180
3年生	709	911	911	941	946
高学年	583	633	693	750	839
4年生	407	434	474	486	519
5年生	139	145	152	181	205
6年生	37	54	67	83	115
確保方策…②	3,030 (290)	3,850 [600]	3,970 [600]	4,090 [600]	4,210 [600]
過不足(②-①)	▲ 87	▲ 142	▲ 93	▲ 38	7

※（ ）内の数値は、確保方策の数値のうち、子どもの放課後の居場所である「放課後地域子ども教室」において受け入れる児童数です。（2021年度からは放課後児童クラブへ移行）
[] 内の数値は、確保方策の数値のうち、民間の放課後児童クラブにおいて受け入れる児童数です。

【今後の方向性】

2021（令和3）年度末の待機児童ゼロを目途に、各小学校の余裕教室や、学校敷地内の空きスペース、近隣の公共施設等の活用も含めた施設整備を進めます。

また、児童数が多い小学校については施設が充足していないことから、民間の放課後児童クラブと連携し、利用希望者の受け入れ先の拡充に努めます。

一時預かり事業及び病児保育事業（病児・病後児保育事業）の区域の見直し

民間施設における一時預かり事業（基本型）の実施状況や病児保育施設の広域利用実施など現状を踏まえ、一時預かり事業（基本型）及び病児保育事業（病児・病後児保育事業）の区域を「3区域」から「市全域」に変更する。

《現 行》

2 教育・保育提供区域

(3) 各事業の区域設定

【事業等ごとの提供区域】(P62)

区分	事業	区域
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業	3区域
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	3区域



《見直し後》

区分	事業	区域
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業（幼稚園型）	3区域
	一時預かり事業（基本型）	市全域
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(10) 一時預かり事業 (P76)

〈基本型〉

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	16,643	16,444	16,265	16,120	16,023
中心部+南東部	8,633	8,551	8,420	8,362	8,344
西部	2,031	1,981	1,917	1,853	1,816
北部	5,979	5,912	5,928	5,905	5,863
確保方策…②	16,660	16,470	16,270	16,140	16,040
中心部+南東部	8,640	8,560	8,420	8,370	8,350
西部	2,040	1,990	1,920	1,860	1,820
北部	5,980	5,920	5,930	5,910	5,870
過不足(②-①)	17	26	5	20	17
中心部+南東部	7	9	0	8	6
西部	9	9	3	7	4
北部	1	8	2	5	7



〈基本型〉

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	16,643	16,444	16,265	16,120	16,023
確保方策…②	16,660	16,470	16,270	16,140	16,040
過不足(②-①)	17	26	5	20	17

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）(P77)

	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
量の見込み…①	3,991	3,944	3,901	3,866	3,843
確保方策…②	4,000	3,960	3,910	3,880	3,860
過不足(②-①)	9	16	9	14	17